



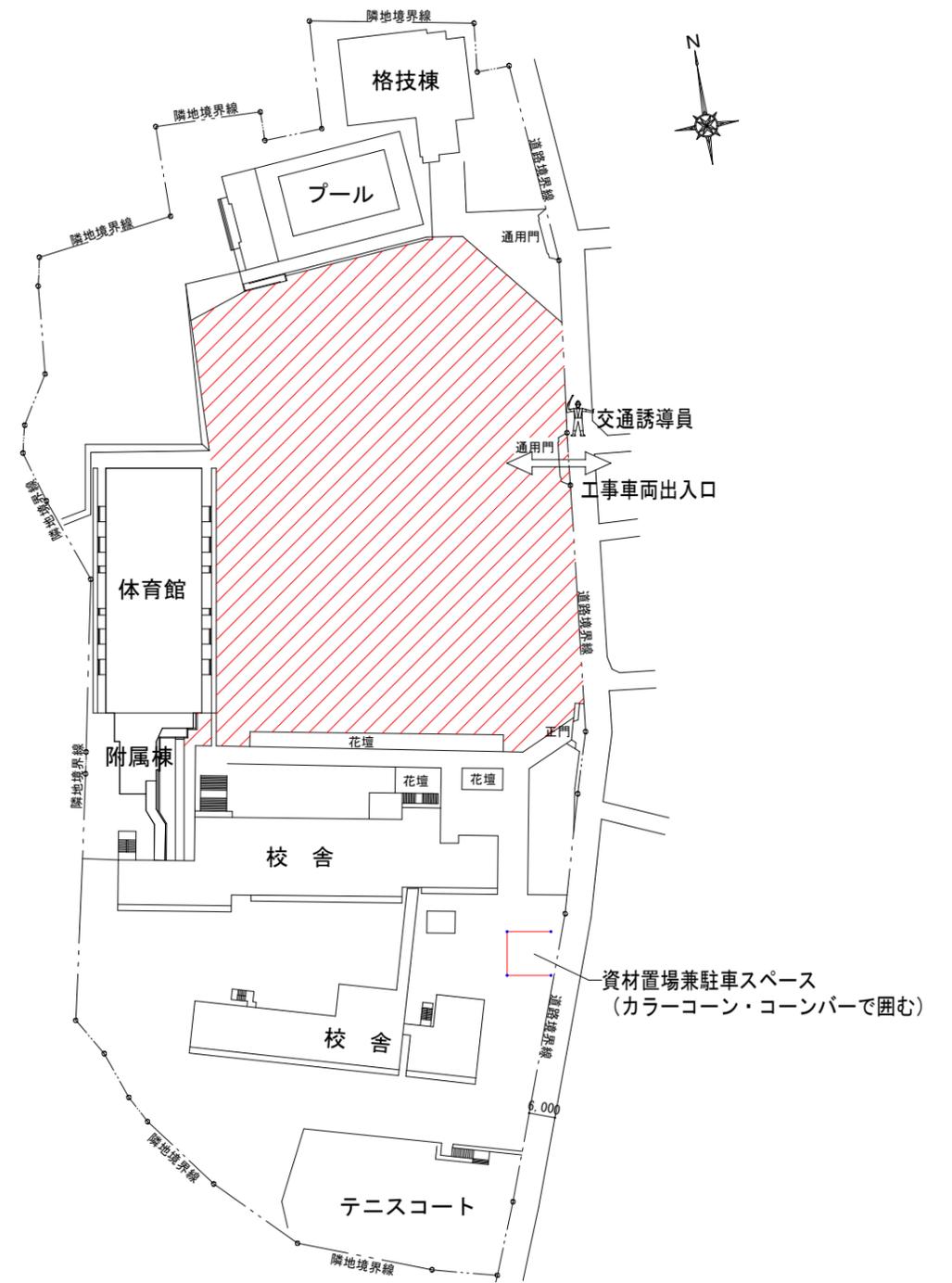
## 特記仕様書

第 1 編 共通事項			
第 1 章 工事概要			
1.1 工事件名 調布市立神代中学校校庭整備工事 1.2 工事場所 調布市佐須町5丁目2番地1 1.3 工事内容 (1) 校庭及び駐輪場周辺の不陸整正及び表層改良 (2) 助走路の撤去・新設 (3) 体育館脇一部の舗装 1.4 週休2日制工事の適用については以下による。 ○本工事は、現場閉所により実施する「週休2日制工事」である。週休2日を前提に労務費を補正し、予定価格を算出しているため、週休2日が達成できなかった場合は労務費補正分を減額変更する。詳細は東京都「財務局「週休2日促進工事」実施要領」及び「調布市週休2日制工事実施要領（以下、「調布市要領」）」を参照すること。ただし、「調布市要領」における「経費」は「労務費」に読み替えるものとする。なお、交代制を行う場合は、着手日までに調布市へ必ず申し出ること。また、実施方式は途中で変更することはできない。この場合は、東京都「財務局「週休2日交替制工事」実施要領」及び「調布市要領」を参照すること。 なお、「調布市要領」は、調布市ホームページから、東京都財務局の各要領は、東京都財務局建築保全ホームページからそれぞれ入手できる。 ・本工事は、現場閉所により実施する「週休2日制工事」の対象ではない。	1.1.4 官公署その他への届出手続等 工事の着手、施工又は完了に当たり、「労働安全衛生法」第88条第1項のほか、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等について十分調査の上、これを遅滞なく行う。 1.1.7 工事実績情報の登録 契約金額が500万円以上の工事については、工事実績情報システム（コリンズ）に基づく工事実績情報の登録を行う。 登録内容についてあらかじめ監督員の確認を受けた後、標準仕様書に示す期間内に一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）に登録する。 【登録先】 JACICのホームページ「コリンズ・テクリス」を参照すること。 1.1.8 書面の書式及び取扱い 受注者等が監督員に提出する工事請負契約関係の書面の書式、その提出部数等は、別に定める調布市総務部「請負者等提出書類処理基準及び請負者等提出書類処理要領」等による。ただし、これに定めのないものは、監督員の指示による。 1.1.11 関連工事等の調整 関連工事は、次のとおりである。 ○調布市立神代中学校校格技棟改修工事（予定） 1.1.16 建設副産物の処理 建設副産物の処理は、次により処理する。 ○標準仕様書による。 第2節 工事関係図書 1.2.1 実施工程表 (4) 実施工程表は次のものを作成し、監督員に提出する。 ○全体工程表、月間工程表、週間工程表 1.2.2 施工計画書 (4) 「2.2.4 仮囲い等」において指定された仮設の施工計画書については、監督員の承諾を受ける。 1.2.4 工事の記録等 (3) 工事記録写真の撮影は、別に定める「財務局工事記録写真撮影」（東京都財務局）による。また、工事記録写真撮影計画書の作成は、次による。 ○作成する（1部提出） 第3節 工事現場管理 1.3.5 施工条件 (1) 施工順序は、次による。 ○図面による。 (2) 工事用車両の駐車場所及び資機材の置き場所は、次による。 ○図面による。 (3) 施工条件は、次による。 ○工事着手は原則として、令和6年6月20日以降とすること。 ○工事期間中は、生徒、施設利用者、職員、歩行者等に危害を与えないように事前に施工計画及び工程等の打ち合わせを行い、充分な安全対策を施すこと。 ○工事に起因して損害等を生じた場合は、受注者の責任において復旧または、補償を行うこと。 ○整理、清掃、後片づけはその都度行い飛散、転倒防止等、安全対策管理、事故防止に努めること。 ○屋外等にある工事に支障となる既設用具は工事に支障のない位置に移動し、工事完了までに元の位置に戻すこと。 ○樹木剪定は、基本剪定を標準とし、対象は図面による。 (4) 次の建設機械には、低騒音型を用いるものとする。 ア バックホウ イ クラムシェル ウ トラクターショベル エ クローラクレーン、トラッククレーン及びホイールクレーン オ 油圧式杭圧入引抜機 カ アースオーガー キ オールケーシング掘削機 ク アースドリル ケ ロードローラー、タイヤローラー及び振動ローラー コ アスファルトフィニッシャー サ 空気圧縮機 シ 発動発電機 (5) 次の建設機械には、低振動型を用いるものとする。 ア バイプロハンマー 1.3.7 施工中の安全確保 ○交通誘導員及び警備員は、必要に応じて配置すること。 (8) 高所作業においては、墜落制止用器具を使用すること。 1.3.16 ディーゼル自動車の排出ガス規制 ○環境により良い自動車利用 本契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。 (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。 (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。 なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し又は提出すること。 第4節 材料 1.4.6 アスベスト含有建材の取扱い 工事で使用する各種材料については、アスベストを含有する建材を使用しない。	第6節 施工 1.6.7 排出ガス対策型建設機械 建設機械は、排出ガス対策型建設機械とする。（道路運送車両法による排ガス規制を受けている建設機械は除く。）	
第 2 章 仮設工事			
第2節 縄張り、遣方、仮囲い、足場等 2.2.4 仮囲い等 本工事はの施工に当たり、別途指示する位置に、次の仮囲いを設置する。 ○カラーコーン、コーンバー（必要に応じて）			
第 3 章 土工事			
第1節 共通事項 3.1.3 敷地整理 (1) 敷地内にある障害物は、監督員の確認を受けて除去し、地均しをする。 (5) 工事に支障となる軽易な障害物は、全て除去する。また、重大な障害物を発見した場合は、監督員と協議する。			
第 4 章 地業工事			
第6節 砂利、砂、捨コンクリート地業等 4.6.2 材料 (1) 砂利地業に使用する砂利は、次による。 ○再生クラッシュラン（RC-30） 4.6.3 砂利及び砂地業 (1) 砂利地業の厚さは、次による。 ○図面による。			
第18章 塗装工事			
第1節 共通事項 18.1.3 材料 ○ゴム用塗装2回塗り（踏切板部）			
第21章 外構工事			
第2節 舗装工事 21.2.3 アスファルト舗装 (1) 舗装の構成及び仕上げ ア 舗装の構成及び厚さは、次による。 ○図面による。 21.4.4 運動施設 (1) 校庭の材料及び仕上げは、次による。 ○グリーンダスト：中目砂（7：3）（転圧後厚さ基盤より70mm） (2) 校庭の施工手順 ア 基盤不陸整正・転圧工 ブルドーザー、タイヤローラー又は振動ローラー、人力等にて計画基盤高さまでの鈎取り及び不陸調整を行い、同時に勾配を付けること。 イ 表面工 グリーンダスト・中目砂を7：3の割合で混合し、計画高さとなるようにブルドーザー、タイヤローラー又は振動ローラー、人力等にて敷均し、転圧をする。 ウ 表面処理工 塩化カルシウム（国産品）を1.2kg/m <sup>2</sup> 散布する。 (3) 駐輪場周辺の施工手順 自然土舗装材を敷均し、4cm厚さで転圧のうえ散水する。 (4) その他 ア 校庭及び駐輪場周辺の整備前に樹木を剪定すること。 イ 現況土については、場外搬出とする。 ウ 材料の搬入及び発生材の搬出は、10t、4t車とすること。			
第 2 編 工種別事項			
第 1 章 総則			
第1節 一般事項 1.1.3 現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者 (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定により専任が求められる監理技術者等は、次の期間については工事現場への専任を要しない。 ○工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間。当該期間については、請負契約の締結後、監督員からの工事の全部中止の通知により定める。 ○橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間。当該期間については、請負契約の締結後、監督員と協議の上、書面において定める。なお、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作が可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括して管理することができる。 ○工事完了後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）事務手続、後片付け等のみが残っている期間。			
令和6年度 令和6年4月		工事件名 調布市立神代中学校校庭整備工事	図面名称 特記仕様書 縮尺 - 図面No A-01



調布市立神代中学校  
調布市佐須町5丁目26番地1

案内図 S=No Scale



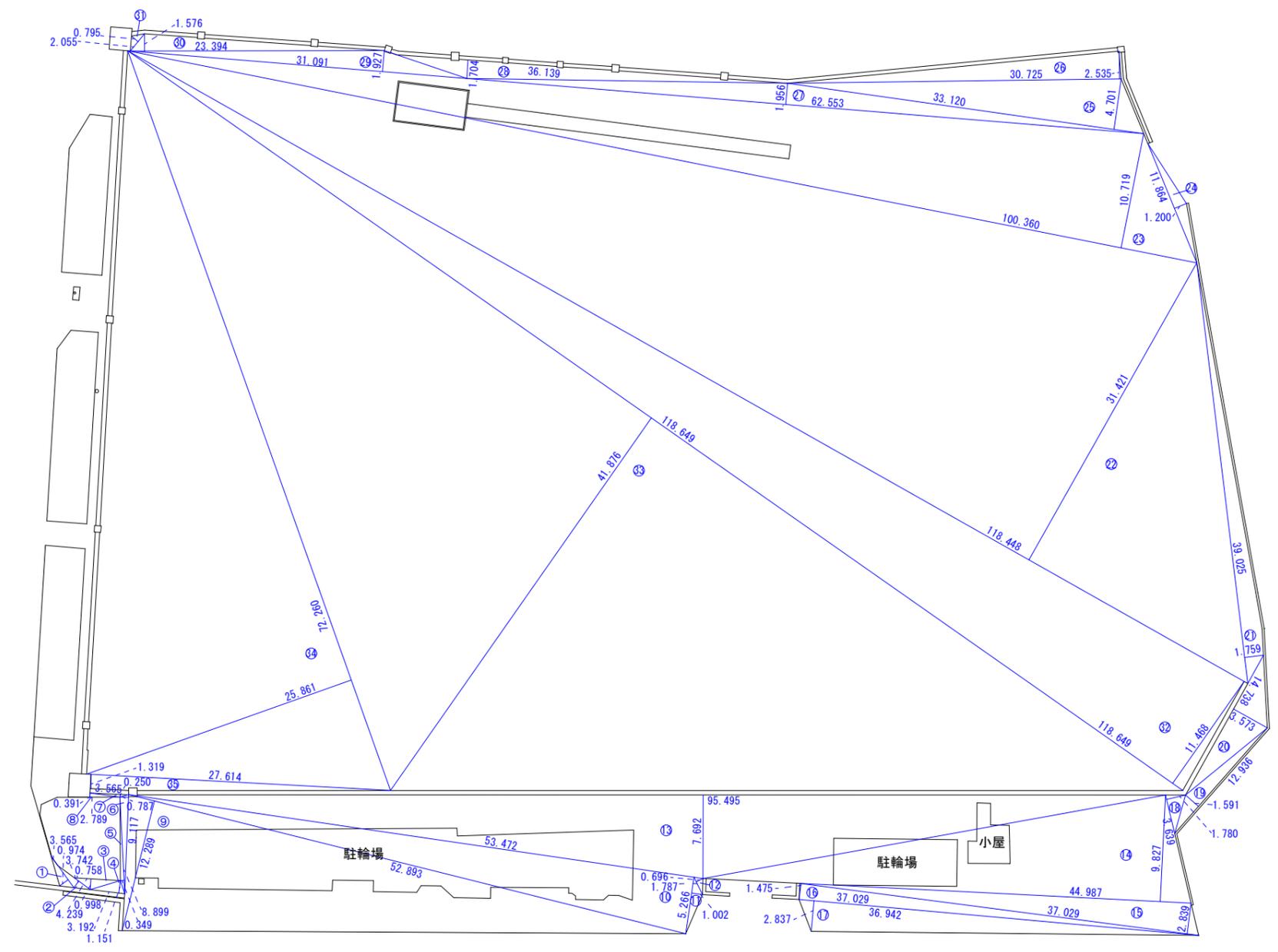
施工箇所 (周囲にガードフェンス)

配置図兼参考仮設計画図 S=1/1,500

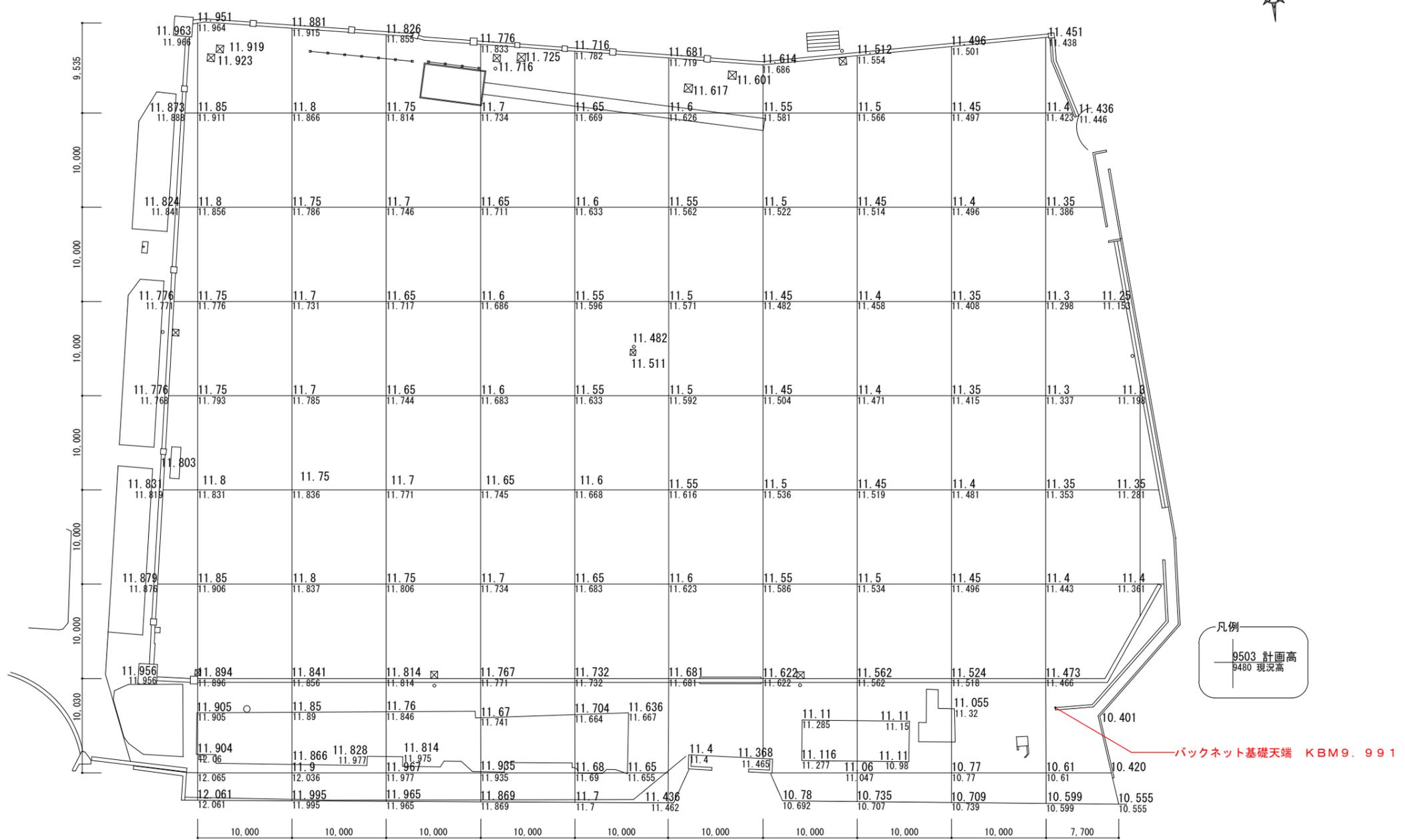


	底辺	高さ	面積
①	3.565	0.974	3.472310
②	3.742	0.758	2.836436
③	4.239	0.998	4.230522
④	3.192	1.151	3.673992
⑤	8.899	0.349	3.105751
⑥	9.117	0.787	7.175079
⑦	3.565	0.250	0.891250
⑧	2.789	0.391	1.090499
⑨	52.893	12.289	650.002077
⑩	53.472	5.266	281.583552
⑪	5.266	1.002	5.276532
⑫	1.787	0.696	1.243752
⑬	95.495	7.692	734.547540
⑭	44.987	9.827	442.087249
⑮	37.029	2.839	105.125331
⑯	37.029	1.475	54.617775
⑰	36.942	2.837	104.804454
倍面積			2,405.764101
面積			1,202.882051
除外面積(駐輪場, 小屋等)			-330.000000
駐輪場周辺整備面積			872m <sup>2</sup>

	底辺	高さ	面積
⑱	3.639	1.780	6.477420
⑲	12.936	1.591	20.581176
⑳	14.738	3.573	52.658874
㉑	39.025	1.759	68.644975
㉒	118.448	31.421	3,721.754608
㉓	100.360	10.719	1,075.758840
㉔	11.864	1.200	14.236800
㉕	33.120	4.701	155.697120
㉖	30.725	2.535	77.887875
㉗	62.553	1.956	122.353668
㉘	36.139	1.704	61.580856
㉙	31.091	1.927	59.912357
㉚	23.394	1.576	36.868944
㉛	2.055	0.795	1.633725
㉜	118.649	11.468	1,360.666732
㉝	118.649	41.876	4,968.545524
㉞	72.260	25.861	1,868.715860
㉟	27.614	1.319	36.422866
倍面積			13,710.398220
面積			6,855.199110
除外面積(砂場, 助走路等)			-54.000000
校庭整備面積			6,801m <sup>2</sup>



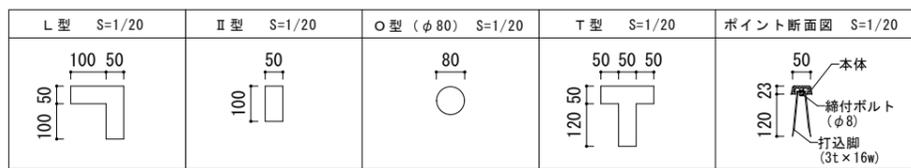
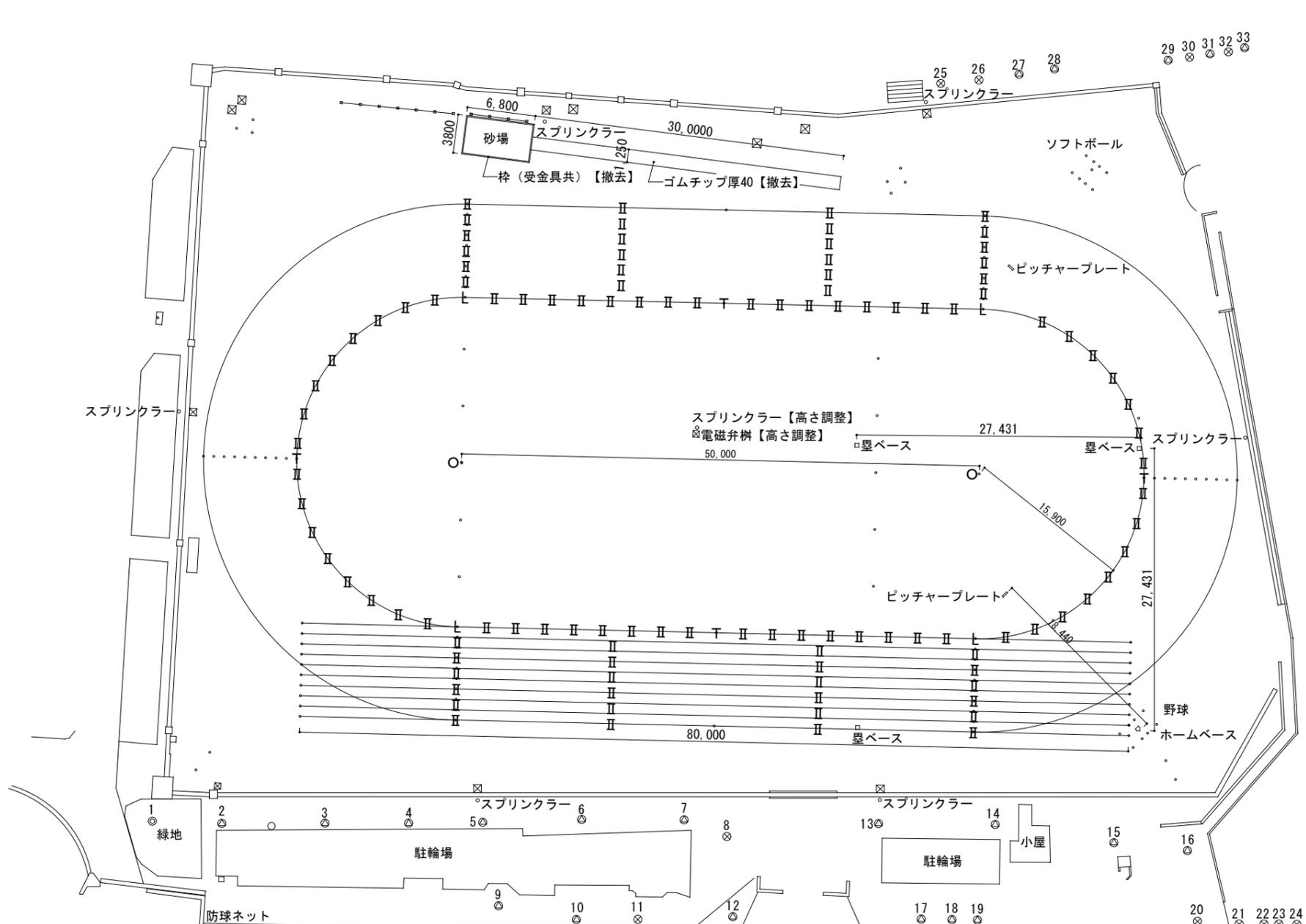
求積図 S=1/500



O型ポイント	【撤去】	2箇所
T型ポイント	【撤去】	4箇所
L型ポイント	【撤去】	4箇所
II型ポイント	【撤去】	112箇所
ホームベース	【撤去】	1箇所
ピッチャープレート	【撤去】	2箇所
塁ベース	【撤去】	3箇所
ポイント杭	【撤去】	123箇所

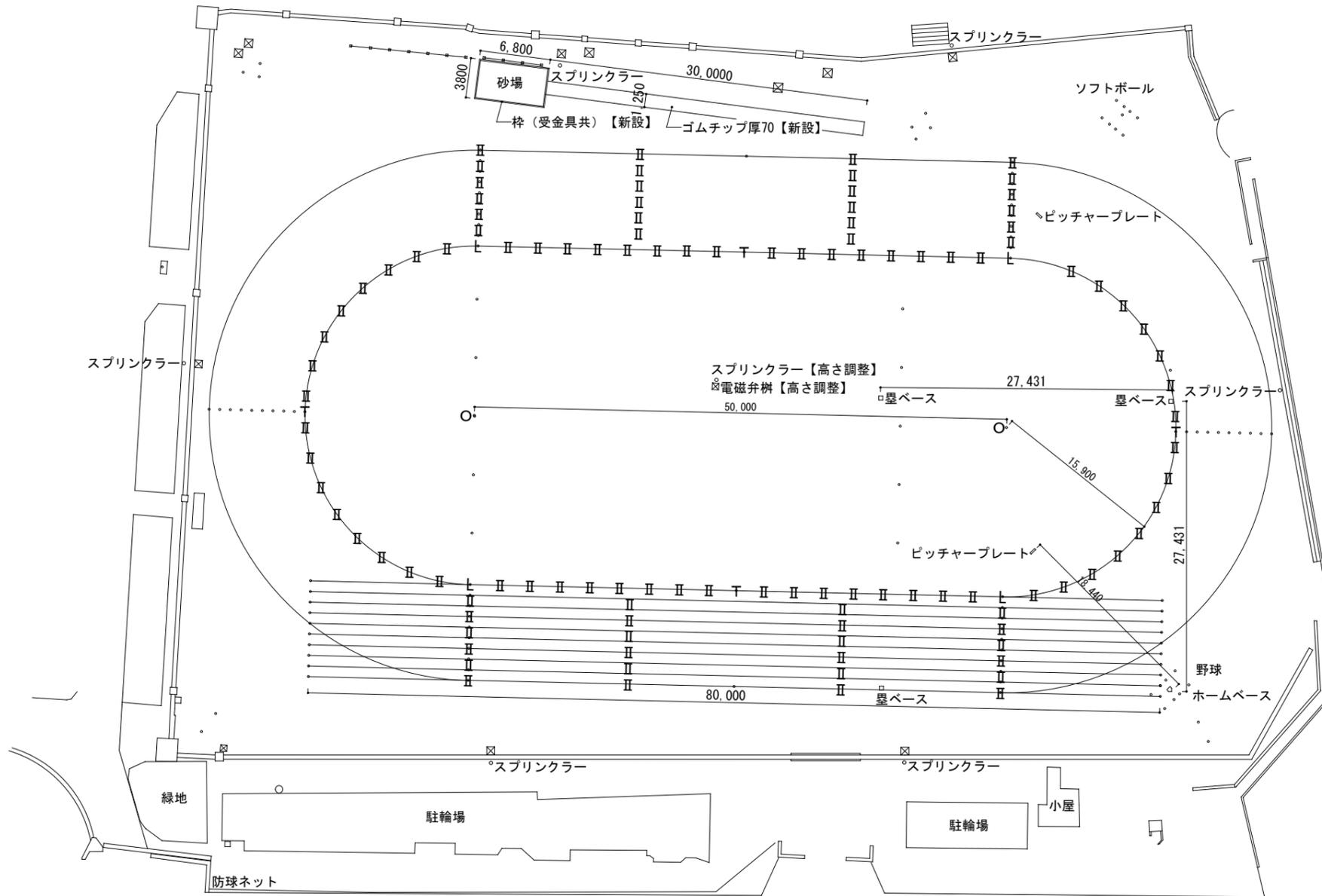
剪定樹木表					
No	樹種名	分類	幹周	高さ	備考
1	シラカシ	常緑樹	241	13	
2	サクラ	落葉樹	274	8	
3	サクラ	落葉樹	240	7	
4	サクラ	落葉樹	257	7	
5	サクラ	落葉樹	215	5	
6	サクラ	落葉樹	230	8	
7	サクラ	落葉樹	227	7	
8	アカマツ	針葉樹	229	13	
9	サクラ	落葉樹	227	7	
10	サクラ	落葉樹	200	7	
11	アカマツ	針葉樹	250	13	
12	サクラ	落葉樹	250	6	
13	サクラ	落葉樹	422	12	株立(182, 214, 207)
14	サクラ	落葉樹	290	10	
15	サクラ	落葉樹	296	10	
16	サクラ	落葉樹	290	10	
17	トウカエデ	落葉樹	79	4	
18	イチヨウ	落葉樹	203	12	
19	イチヨウ	落葉樹	191	12	
20	サワラ	針葉樹	123	5	
21	サワラ	針葉樹	97	9	
22	サワラ	針葉樹	82	9	
23	サワラ	針葉樹	102	9	
24	サワラ	針葉樹	119	9	
25	メタセコイア	針葉樹	252	12	
26	メタセコイア	針葉樹	211	12	
27	ユリノキ	落葉樹	185	12	
28	ユリノキ	落葉樹	177	12	
29	ユリノキ	落葉樹	170	12	
30	メタセコイア	針葉樹	207	12	
31	ユリノキ	落葉樹	146	12	
32	メタセコイア	針葉樹	189	12	
33	ユリノキ	落葉樹	158	12	

◎ 常緑樹, ⊙ 落葉樹, ⊗ 針葉樹, 幹周cm, 高さm



既存平面図 S=1/500

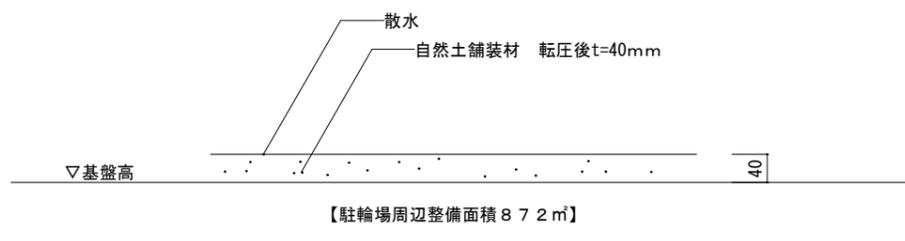
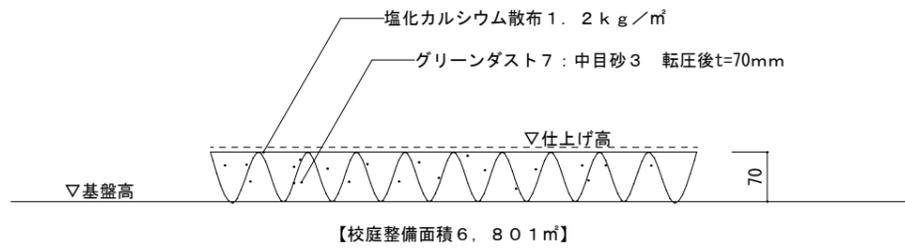
O型ポイント	【新設】	2箇所
T型ポイント	【新設】	4箇所
L型ポイント	【新設】	4箇所
II型ポイント	【新設】	112箇所
ホームベース	【新設】	1箇所
ピッチャープレート	【新設】	2箇所
塁ベース	【新設】	3箇所
ポイント杭	【新設】	123箇所



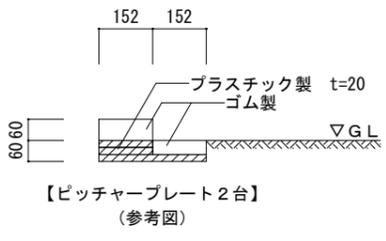
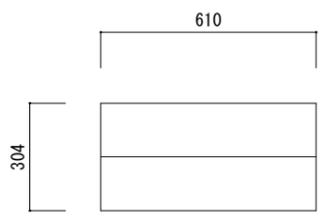
【参考図】	L型 S=1/20	II型 S=1/20	O型 (φ80) S=1/20	T型 S=1/20	ポイント断面図 S=1/20

改修平面図 S=1/500

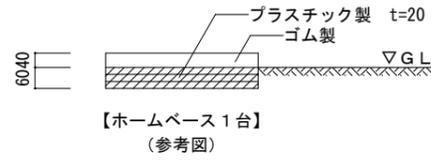
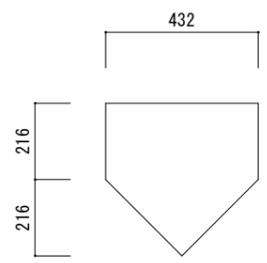




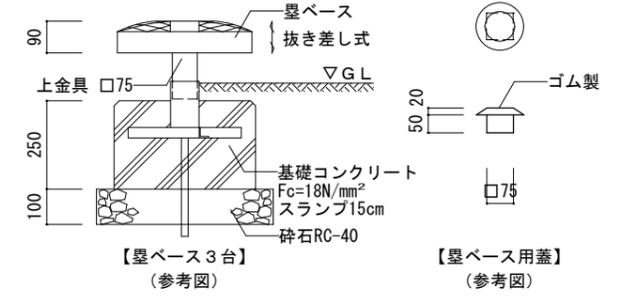
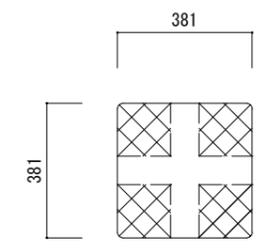
詳細図 S=1/10



【ピッチャープレート2台】  
(参考図)



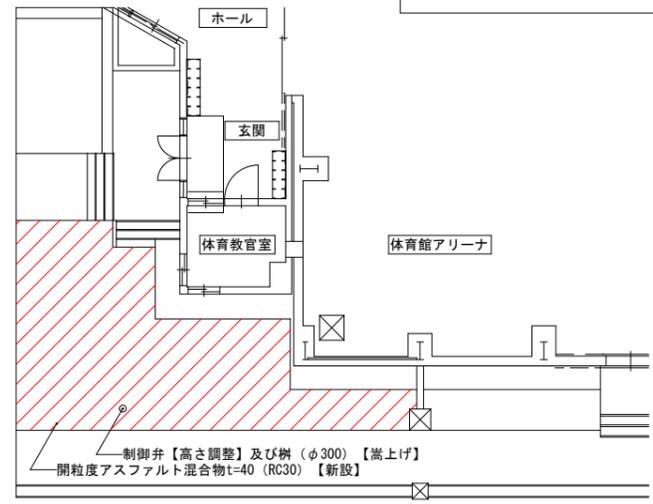
【ホームベース1台】  
(参考図)



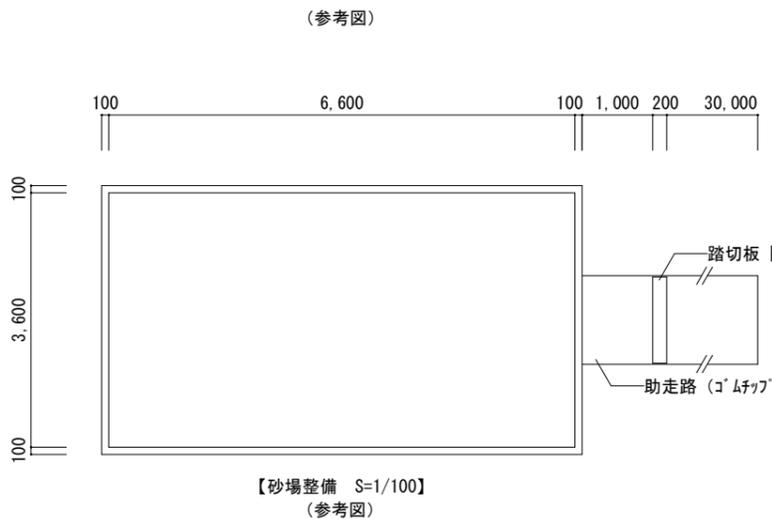
【塁ベース3台】  
(参考図)

【塁ベース用蓋】  
(参考図)

詳細図 S=1/20

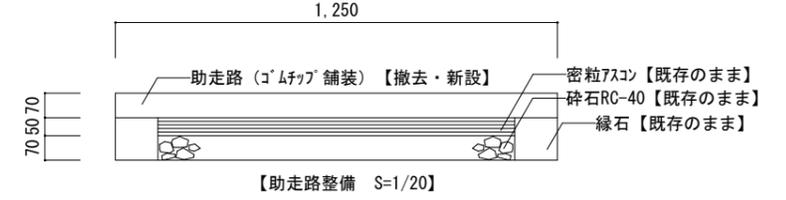


詳細図 S=1/200

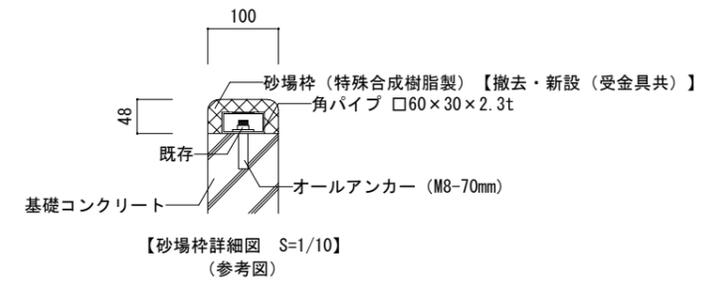


【砂場整備 S=1/100】  
(参考図)

詳細図 S=1/100, 1/20, 1/10



【助走路整備 S=1/20】



【砂場詳細図 S=1/10】  
(参考図)

